

～安全、安心、未来につなぐ水づくり～

双葉地方
水道企業団
広報

すいどう

No.50 令和4年6月



もくじ

- P1 表紙（目次）
- P2 双葉地方水道企業団議会報告／理事会・議会・監査委員
令和3年度 個人情報保護条例の運用状況
令和3年度 情報公開制度の実施状況
- P3 令和4年度予算のあらまし
- P4 水道のご利用における各種手続きについて
毎年6月1日から7日は『水道週間』です
- P5 ご家庭の蛇口から出る水道水の放射性物質検査を行います
水道水の放射性物質測定検査申込書
- P6 お知らせ



発行／双葉地方水道企業団

住所／〒979-0515 双葉郡檜葉町大字上小埜字小山6-2 TEL／0240-25-5315(代) FAX／0240-25-5385



双葉地方水道企業団議会報告

令和4年第1回双葉地方水道企業団議会定例会報告

令和4年2月22日(火)、令和4年第1回議会定例会が、小山浄水場管理本館（楡葉町）で開催されました。条例の一部改正、令和3年度水道事業会計及び工業用水道事業会計補正予算、令和4年度水道事業会計及び工業用水道事業会計当初予算の5議案が上程され、慎重審議の結果、いずれも原案のとおり可決されました。



理事会・議会・監査委員 (令和4年6月1日現在)

双葉地方水道企業団理事会

企業長	松本幸英	(楡葉町長)
副企業長	山本育男	(富岡町長)
理事	遠藤智	(広野町長)
理事	吉田淳	(大熊町長)
理事	伊澤史朗	(双葉町長)

双葉地方水道企業団監査委員

代表監査委員	坂本和久	(富岡町)
監査委員	安藤英明	(楡葉町)

双葉地方水道企業団議会

議長	阿部光國	(大熊町議会議員)
副議長	宇佐神幸一	(富岡町議会議員)
議員	小磯利雄	(広野町議会議員)
議員	北郷伯弘	(広野町議会議員)
議員	坂本洋	(楡葉町議会議員)
議員	関本範貞	(楡葉町議会議員)
議員	高野匠美	(富岡町議会議員)
議員	木幡ますみ	(大熊町議会議員)
議員	小川貴永	(双葉町議会議員)
議員	高萩文孝	(双葉町議会議員)

令和3年度 個人情報保護条例の運用状況

開示請求	決定の状況				決定に対する 審査請求
	開示	部分開示	不開示	不存在	
1件	1件	0件	0件	0件	0件

- 開示請求があった保有個人情報
「開示申請者が広野町に置く事務所の、水道使用水量の状況」について
開示方法は、平成30年1月から令和3年7月までの使用水量の写しによる交付。
- 保有個人情報の訂正及び利用停止請求、決定に対する審査請求はありませんでした。

令和3年度 情報公開制度の実施状況

- 公文書の開示請求の件数 6件
- 公文書の開示決定件数 6件
- 公文書の開示拒否件数 0件
- 異議申立ての件数 0件
- 上記に掲げるもののほか、企業長が認める事項 0件

令和4年度予算のあらまし

水道事業会計

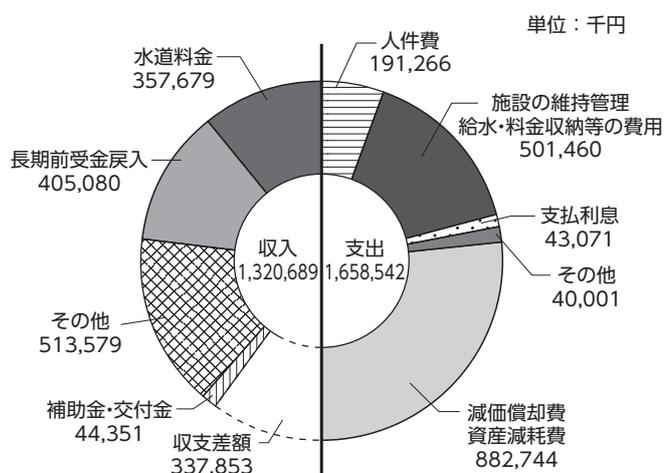
■ 収益的収支 ■

(水道水を作りお届けするための収入と支出)

収入では、水道料金収入が増加傾向であり、収入総額は13億2,068万9千円を見込んでいますが、水道料金収入ははまだ震災前の4割弱と厳しい財政状況であります。

一方、支出では、施設の維持管理等で委託料や減価償却費が増加し、支出総額は16億5,854万2千円を見込んでいます。

これにより、収入から支出を差し引いた収支差額は、△3億3,785万3千円となる見通しです。

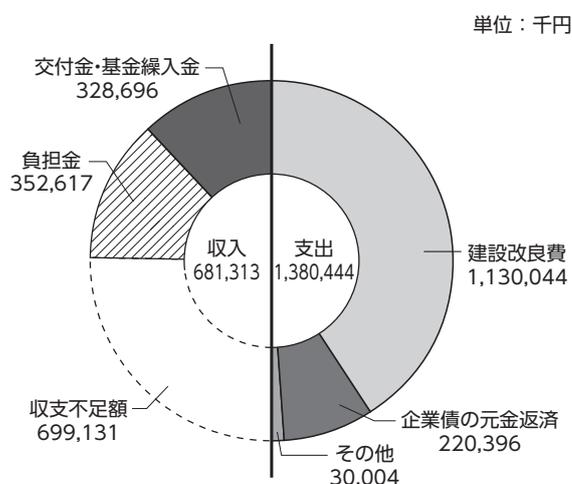


■ 資本的収支 ■

(水道施設を整備するための収入と支出)

資本的収支については、前年度に引き続き、復興関連事業に伴う配水管布設工事、下水道事業や河川・道路改良事業等に併せた配水管移設工事、水道施設における老朽設備の更新工事を予定しております。

収支不足額については、内部留保されている資金(減価償却費などの現金を伴わない支出)等で補てんする予算となっております。



工業用水道事業会計

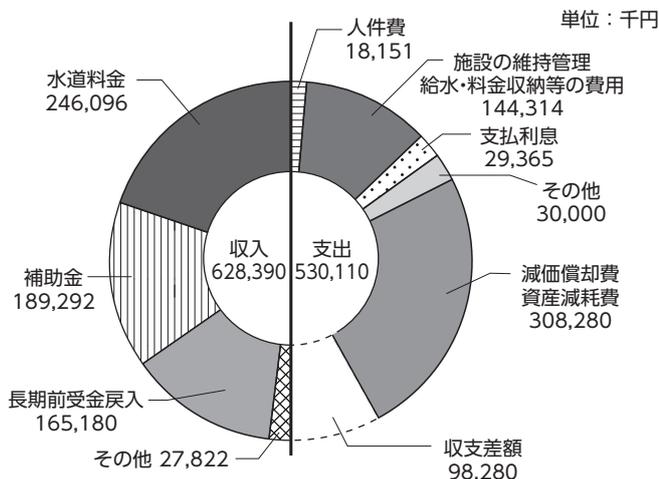
■ 収益的収支 ■

(工業用水を作りお届けするための収入と支出)

収入では、給水事業所の増加で水道料金収入は増加傾向であり、収入総額は6億2,839万円を見込んでいます。

一方、支出では、施設の維持管理等で委託料や減価償却費が増加し、支出総額は5億3,011万円を見込んでいます。

これにより、収入から支出を差し引いた収支差額は、9,828万円となる見通しです。

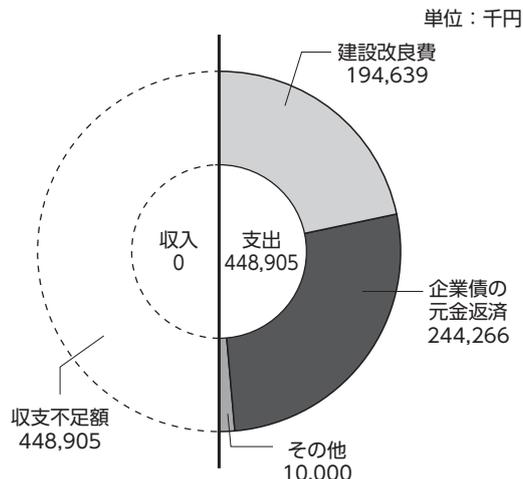


■ 資本的収支 ■

(工業用水道施設を整備するための収入と支出)

資本的収支については、工業用水を安定供給するための老朽設備の更新工事を予定しております。

収支不足額については、減債積立金や内部留保されている資金(減価償却費などの現金を伴わない支出)等で補てんする予算となっております。



水道のご利用における各種手続きについて

(水道の開始・休止、名義変更について)

転居などで、水道の使用開始や休止または名義変更が生じた場合には企業団への届出が必要になります。受付時間は、平日の8時30分から17時15分まで(土日祝日・年末年始を除く)です。

※詳しい日時が決まりましたら、総務課営業係(TEL 0240-25-5323)に希望日の**3営業日前**までにご連絡ください。【例：月曜日が希望日の場合は、前週の水曜日までにご連絡ください。】

(料金の支払い方法について)

口座振替による納入

お客様の預金口座からお支払いいただく方法です。

振替日は、毎月24日です。(この日に預金不足等で振替できなかった場合は、翌月の10日に再振替させていただきます。)

※24日、10日が土・日曜日及び祝日の場合は、その翌営業日が振替日となります。

取扱金融機関					
東邦銀行	本・支店	大東銀行	本・支店	東北労働金庫	本・支店
あぶくま信用金庫	本・支店	いわき信用組合	本・支店	福島さくら農業協同組合	支店
相双五城信用組合	本・支店	福島銀行	本・支店	ゆうちょ銀行	全郵便局

口座振替につきましては、金融機関窓口での手続きが必要となります。

上記取扱金融機関の広野・楡葉・富岡支店には、口座振替依頼書の用紙をご用意しておりますので、直接窓口にてお手続きをお願いいたします。

納入通知書による納入

毎月中旬以降に、納入通知書(シール式はがき)をお送りいたします。

上記取扱金融機関(いわき信用組合は楡葉支店[四倉支店]のみ)、コンビニエンスストアまたは企業団窓口で、納入通知書をご持参の上、お支払いいただく方法です。ゆうちょ銀行の窓口でのお支払いはできません。

※納入通知書の納期限が過ぎてしまった場合には、総務課営業係(TEL 0240-25-5323)までご連絡ください。

毎年6月1日から7日は『水道週間』です

水道週間は、水道について広く国民のみなさんの理解と関心を高め、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図ることを目的に、1959年(昭和34年)に厚生省(現・厚生労働省)により制定されました。

今年度も6月1日(水)から7日(火)の期間が『第64回水道週間』と定められ、「大切な水と一緒に暮らす日々」をスローガンに全国一斉に実施されます。

双葉地方水道企業団では、今回も構成団体(広野町・楡葉町・富岡町・大熊町・双葉町)の町立小学校4年生児童を対象に啓発下敷きを配布いたします。

これからも「安全」でおいしい水道水を「安定」してお届けできるよう努めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



出典(公社)日本水道協会

ご家庭の蛇口から出る水道水の放射性物質検査を行います

現在水道をご使用されているお客様を対象に、水道水を安心してお使いいただくため、ご家庭の蛇口から出る水道水の放射性物質検査を行います。検査を希望される方は下記によりお申し込みください。

- 対象者** 現在、水道を使用している世帯（原則として1世帯につき1回）
水道を使用されていないお客様は、あらかじめ使用開始のお手続きが必要となりますので、企業団へご連絡ください。
- 検査項目** 放射性核種濃度測定：ヨウ素131、セシウム134、セシウム137
- 申込方法** 下記の申込書に必要事項を記載のうえ、企業団へお申し込みください。
なお、水道水の採取及び検査については企業団の検査受託事業者にて行います。

- | | |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 郵送申込 | 双葉地方水道企業団 施設課浄水係
〒979-0515 楡葉町大字上小墾字小山6-2 |
| ② FAX申込 | FAX番号：0240-25-5385
※郵送の場合、申込書の郵便料金は申込者の負担となります。
※FAX送信後は、【TEL 0240-25-5341】へ到着の確認をしてください。
※電話によるお申込みは、受け付けておりません。 |

- 申込期間** 令和4年6月1日(水)～令和5年2月28日(火) 午前9時～午後5時
- 採水の連絡** お申し込みをいただきましたら、後日、採水日時等の調整のため検査受託事業者からご連絡させていただきます。原則として申込者の立会いが必要となります。
なお、必ずしもご希望の日程に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、申込多数のときは、採水の連絡までに日数がかかる場合があります。
- 検査結果** 検査結果については、検査受託事業者が申し込みをされた方に後日郵送でお送りします。なお、結果は地区ごとに集計し、企業団のホームページ等で公表します。公表では個人名は記載しないなど、個人情報の保護に配慮します。

※問い合わせ先（土日・祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで）

施設課浄水係 TEL 0240-25-5341

切り取り線

水道水の放射性物質測定検査申込書

(申込日 令和 年 月 日)

項目	記入欄
申込者	ふりがな (ふりがな)
	(使用者)
水道使用場所	
申込者現住所 (報告書送付先)	郵便番号 (-)
連絡先 (電話番号)	(自宅: - -)
	(携帯: - -)

※申込者には「ふりがな」をふってください。現住所は地番、アパート名等まで正確に記載してください。



お知らせ

特定復興再生拠点等へ向けた水道管の復旧をしています

富岡町・大熊町・双葉町において、帰還困難区域内の特定復興再生拠点区域への水道水供給に向けて、水道管の健全性確認や復旧作業を行っています。

作業の際には水道メーターまでの給水管確認のため、お客様の敷地へ立ち入らせていただく場合がありますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

【担当：施設課配水係 TEL 0240-25-5341】



バルブ操作にて試験通水実施



消火栓にて試験通水確認

正しい手洗いで新型コロナウイルス感染症を予防しよう

手や指に付着しているウイルスの数は、流水による15秒の手洗いだけで1/100に、石けんやハンドソープで10秒もみ洗いし、流水で15秒すすぐと1万分の1に減らすことができるため、接触感染を防ぐには最も有効な方法です。

身近な水道水で新型コロナウイルス感染症を予防しましょう。

また「新型コロナウイルス感染を防ぐために水道管内を洗浄する。」等の電話があった場合は、詐欺の可能性があるのでご注意ください。

●双葉地方水道企業団連絡案内●

〒979-0515 福島県双葉郡楡葉町大字上小埜字小山 6-2

TEL :0240-25-5315 (代表)

FAX :0240-25-5385

ホームページアドレス <https://www.f-mizu.jp>

主なお問い合わせ内容	問い合わせ先	
<ul style="list-style-type: none"> 水道の使用開始、休止 水道料金、水道メーター検針 	総務課（営業係）	0240-25-5323
<ul style="list-style-type: none"> 水道工事、漏水、水質 	施設課	0240-25-5341
<ul style="list-style-type: none"> 給水装置（給水管や蛇口など）工事 	施設課（給水係）	0240-26-0911